

## 日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

1. 基本情報	
(1) 案件名	カッサラ州における水衛生環境改善事業 Improvement of Water, Sanitation and Hygiene in Kassala State
(2) 贈与契約締結日 及び事業期間	・ 贈与契約締結日：2015年12月24日 ・ 事業期間：2016年2月1日～2017年1月31日
(3) 供与限度額 及び実績（返還額）	・ 供与限度額：47,445,109円 ・ 総支出：42,986,165円（返還額：4,458,944円）
(4) 団体名・連絡先、事業担当者名	(ア) 団体名：特定非営利活動法人 難民を助ける会 Association for Aid and Relief, Japan (AAR Japan) (イ) 電話：03-5423-4511 (ウ) FAX：03-5423-4450 (エ) E-mail：staff@aarjapan.gr.jp (オ) 事業担当者名：平間亮太、梶野杏奈
(5) 事業変更の有無	事業変更承認の有無：有 (ア) 申請日：2016年8月29日 承認日：2016年9月13日 内容：経費配分の変更

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>カッサラ州リーフィーカッサラ郡シンカットキナーブ・ウエスト村(以下、ウエスト村)とアグドゥブ村の給水設備一式を改修したことで、両村の村民計2,000人の衛生的な水へのアクセスが向上した。また、アグドゥブ村小学校でのトイレ4基の建設、両村における村民の自主的な住戸用トイレ60基の建設、ならびに当会スタッフが主導した衛生啓発活動により、両村で屋外排泄をする人が減少し、村の衛生環境が改善した。加えて、同事業を地域政府と連携して実施したことにより、カッサラ州全体における水衛生環境改善活動の質の向上に寄与した。</p>
(2) 事業内容	<p>(ア) 給水設備整備 ウエスト村およびアグドゥブ村において、給水設備一式の改修工事を行い、飲料用、家畜用、水運搬業者用の給水所を設置した。ウエスト村では2017年1月3日、アグドゥブ村では2016年10月4日に郡を通じて各村へ引き渡した。</p> <p>(イ) 水管理委員会の設置および設備管理能力強化 対象2村の住民と話し合いを重ね、各村15名の水管理委員会メンバーを選出した。同メンバーに対し、5月29日～6月2日の5日間で給水施設維持管理研修を実施し、水の値段や担当者の役割について話し合う場を設けたほか、簡易な修繕方法や帳簿の付け方を教授した。 また、給水設備が各村に引き渡された後は、当会スタッフが各水管理委員会を対象としてリフレッシュ研修を実施し、修繕方法や収支状況等の確認や指導を行うことで知識や技術の定着に努めた。1月に引き渡しを完了したウエスト村では2回、10月に引き渡しを完了したアグドゥブ村では5回にわたり、リフレッシュ研修を行った。 2017年1月のリフレッシュ研修では、ウエスト村・アグドゥブ村両村の委員会メンバーが本業である農業で多忙を極め、給水設備の監督時間を確保できないとの課題が挙げられた。そこで、農業に従事しない村民を井戸監督係として任命し、日々の給水設備のメンテナンスや水料金の徴収業務を委託し、水管理委員会は井戸監督係への指導や給水施設の軽微な故障の修理を担当することになった。委員会メンバーはリフレッシュ研修でメンテナンスや料金徴収の知識を再確認した後、井戸監督係に給水所運営の指導を行った。</p> <p>(ウ) アグドゥブ村小学校トイレ建設 中間報告書記載の通り、児童数の減少を反映し、当初予定より少ない男児用トイレ2基、女児用トイレ2基、計4基のトイレならびに手洗い場を建設し、7月18日に郡を通じて小学校に譲渡した。また、児童や教員だけでなく、小学校の手洗い場に水を供給する役割を担うアグドゥブ村の自治会メンバーに対しても、施設の維持管理や正しい使い方についての指導を行った。</p> <p>(エ) 地域主体型の衛生環境改善活動 当会衛生啓発チームがアグドゥブ村とウエスト村において、衛生啓発講習会を計26回実施し、適切な手洗いの方法や排泄場所などを教授した。 日中村外に働きに出かけてしまう男性に比べ、女性が衛生推進活動により積極的な姿勢を見せ、多くの女性が委員会への参加を希望したことから、ウエスト村では、男性12人、女性18人、計30人、アグドゥブ村では男性14人、女性16人、計30人を水衛生推進委員として選出した。</p>

	<p>アグドゥブ村とウエスト村の各村で形成された委員会メンバーに対し、2016年5月に各々5日間の日程で、水衛生基礎研修を行った。研修後には、住民の自発的なトイレ建設を支援するため、各委員会に必要最低限の掘削用具を供与した。なお、スーダン国内の衛生環境改善手法の統一化に伴うカッサラ州保健省の方針変更により、サンプルトイレを建設することができなくなったが、水衛生基礎研修後は、水衛生推進委員会の啓発により、住民たちによってトイレ建設がすすめられるようになった。さらに、当会職員が対象2村において、トイレ建設に意欲的な住民と共に、トイレ掘削状況を定期的にモニタリングする中で、同行した住民から他の住民へ必要に応じてアドバイスを行うように促すなど、住民間で指導し合える体制作りにも努めた。一部、アグドゥブ村では雨季の影響で建設途中のトイレが流されるといった事態が発生したが、アグドゥブ村では8月に1日追加で研修を行い、再度住民の意欲向上に努めた。また、住民の中にはトイレのスラブをより強固な素材で作りたいという要望が出たため、2日間のスラブ建設研修を追加で行った。</p> <p>これらに加え、水衛生推進委員会への所属にかかわらず、衛生啓発活動への高い意欲が確認できた住民で拡大版衛生推進委員会を組織した。この委員会を対象に、アグドゥブ村女性メンバーには2016年10月7日から10月11日の日程で、アグドゥブ村男性メンバーとウエスト村のメンバーには2016年9月25日から9月29日の日程で、参加型衛生啓発手法(PHAST: Participatory Hygiene and Sanitation Transformation)研修を実施した。その後、当会職員が拡大版衛生推進委員会メンバーの各村での啓発実施状況を確認した。</p>
<p>(3) 達成された成果</p>	<p>(ア) 給水設備整備</p> <p>ウエスト村およびアグドゥブ村において、給水設備一式を改修し、ウエスト村住民1,100人、アグドゥブ村住民900人、計2,000人が、安定して安全な水に容易にアクセスできるようになった。</p> <p>ウエスト村では、事業開始前の調査で平均して1時間5分/日であった取水時間が、本事業実施後に行った調査では、16分/日に短縮された(75%減)。また、事業開始前に平均して0.9スーダンポンド/4ガロンであった取水にかかる費用は、0.5スーダンポンド/4ガロンに減少した(44%減)。事業開始前から近隣村の給水設備の利用者がウエスト村内に一定数存在したことから、事業前と事業後の取水にかかる費用差が目標値(50%減)に達しなかったものの、ウエスト村の給水設備修繕により、近隣村に行き取水する必要がなくなったことで、村民は取水の負担が軽減された。</p> <p>アグドゥブ村では、事業開始前の調査で平均して2時間30分/日であった取水時間が、本事業実施後に行った調査では、20分/日に短縮された(87%減)。また、事業開始前に平均して2.2スーダンポンド/4ガロンであった取水にかかる費用は、0.5スーダンポンド/4ガロンまで減少し(77%減)、住民の取水にかかる負担が大幅に軽減された。</p> <p>(イ) 水管理委員会の設置および設備管理能力強化</p> <p>ウエスト村とアグドゥブ村で水管理委員会が組織され、給水施設維持管理研修とその後の継続的指導により、ウエスト村とアグドゥブ村の水管理委員会ともに金銭の管理、施設の運営、修繕の実施が可能になった。定期モニタリングにより、2017年4月現在でも水管理委員会または井戸監督係が、各利用者から確実に料金を徴収し、大きな問題なく給水施設を管理・運営していることが確認できている。事業終了後の2017年2月にはウエスト村で給水所の蛇口が一部破損し、修繕が必要となったが、水の供給から得た収入により、交換部品</p>

	<p>費用を捻出し、水管理委員会が修繕を行うことができた。</p> <p>(ウ) アグドゥブ村小学校トイレ建設  アグドゥブ村の小学校にトイレ4基が新設されたことで、事業開始後の調査で確認された児童および教員計99人がトイレを利用して排泄するようになり、学校周辺での屋外排泄がなくなった。トイレ設置当初は、一部の児童が手洗い場の水で遊ぶなどの問題があったが、教員による児童への水の使い方の指導、当会衛生啓発チームによる小学校内での衛生イベント等の取り組みにより、手洗い場の管理もできるようになってきた。また、教員への聞き取りから、現在、用を足すために自宅に戻る児童はいないことが確認できている。</p> <p>(エ) 地域主体型の衛生環境改善活動  当会衛生啓発チームが行った衛生啓発講習会には、ウエスト村で延べ722人、アグドゥブ村で延べ721人、計延べ1,443人の住民が参加し、正しい手洗い方法や、衛生的な水や食事の保管方法、公衆衛生の重要性などの基礎知識を得た。  また、ウエスト村30人、アグドゥブ村30人、計60人が水衛生推進委員として選出され、研修を通してトイレ建設方法を習得した。  同水衛生推進委員会メンバーが中心となり、事業終了日の2017年1月31日時点でウエスト村に31基、アグドゥブ村に29基の住戸用トイレが建設され、村民によって適切に使用されていることが確認できている。  さらに、水衛生推進委員会メンバーは、PHAST 研修受講後、各村で「家族を病気から守るためにできること」など、よりイメージしやすいメッセージを用い、他の住民に対して戸別に衛生啓発活動を行っている。  加えて、水衛生推進委員会によって、各村で衛生啓発イベントが実施された。その中で、保健省に所属するドラマグループを招いて「手洗い」「屋外排泄」などの個別テーマに焦点をあてた寸劇や、歌を披露したほか、クイズ大会や短い講義などが行われた。このイベントには、ウエスト村では293人、アグドゥブ村では170人の住民が参加した。その後、村民による自発的なトイレ建設が進み、なおかつ建設後は適切に使用され、衛生的に保たれているトイレがほとんどであることから、当会の衛生啓発活動が村民の衛生への意識向上や行動変容に貢献したといえる。  上記の成果より、持続的な開発目標（SDGs）のうち「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」という目標に寄与することができた。</p>
(4) 持続発展性	<p>活動（イ）によって組織、育成された水管理委員会が、活動（ア）で修繕・新設した給水設備一式を適切に管理・運営することで、ウエスト村・アグドゥブ村両村への継続的な水の供給が確保されるようになった。</p> <p>また、各村の住民、リーフィーカッサラ郡役所、当会が三者間で署名した基本合意書に基づき、今後は、リーフィーカッサラ郡役所が継続してウエスト村・アグドゥブ村の給水設備の運営および衛生状況をモニタリングし、適宜住民への指導を行うことになっている。</p> <p>活動（ウ）で新設されたアグドゥブ村小学校のトイレの破損箇所の修繕等、施設の維持管理は、アグドゥブ村の自治会メンバーによって今後も継続される。手洗い場の水は給水設備から供給されることから、継続的な確保が可能となっている。また、今後も教員が児童に対し、手洗い指導を行っていくことが見込まれるため、子どもたちの間で清</p>

潔な水を使った手洗いが習慣化されることが期待できる。

活動（エ）によって組織された水衛生推進委員会を中心に本事業終了後も住戸用トイレの建設が継続して行われており、2017年1月時点でウエスト村31基、アグドゥブ村29基であった住戸用トイレが、2017年4月13日時点では、ウエスト村は34基まで完成基数が増加し、完成間近のトイレも7基確認された。アグドゥブ村は完成基数が29基と事業終了時と変わっていないものの、村民は継続してトイレを建設しており、完成間近のトイレが10基確認された。

また、水衛生推進委員会の定期会合も継続して行われており、水衛生推進委員会発足後の2016年5月から1カ月に1度、各村のトイレ建設数や村民のトイレ使用状況について、委員会メンバー同士の意見交換が行われている。このことから、水衛生推進委員会メンバーを中心に、住民の衛生意識が高まり、今後も継続して衛生環境を自主的に改善していくことが期待できる。

### 3. 事業管理体制、その他

#### (1) 特記事項

本事業実施期間中、円／米ドルおよび米ドル／スーダンポンドの為替レート的大幅な変動により、為替差益が生じ、返還金が発生することとなった。

本事業は、円契約であったため、当会東京本部の銀行口座から当会スーダン事務所用銀行口座に米ドル送金を行っていた。契約に際し用いられた米ドル／日本円為替レートは1ドル＝121.869円であったところ、2016年9月末には101.12円まで円高となり事業期間の平均為替レートも109.43円と、契約時と比べ10円以上の高止まりとなっていた。

スーダンポンドについては、スーダンに米ドル送金した資金を必要に応じてスーダンポンドに換金する方法で支出してきた。この米ドル／スーダンポンド為替レートについても、2016年11月に出されたスーダン政府方針により、米ドルに対するスーダンポンドの価値が約3割下落した。

これらの影響を受け、全体として相当額の為替差益が生じた一方、事業予算は当初計画に沿った支出となったため、返還金が発生することとなった。本返還金については、定められた手続きに従い返還する。

完了報告書記載日：2017年4月27日  
団体代表者名：理事長 長（志邨）有紀枝



#### 【添付書類】

- ① 事業内容、事業の成果に関する写真
- ② 活動実績詳細
- ③ 日本NGO連携無償資金収支表（様式4-a）
- ④ 日本NGO連携無償資金使用明細書（様式4-b）
- ⑤ 外部監査報告書